

平成23年第4回教育委員会記録

平成23年3月23日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成23年3月23日(水) 午後2時03分～午後2時58分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 碓之助 職務代理者 宮坂 公夫
委員 田中 奈那子 委員 對馬 初音
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 教育改革担当長 渡辺 均

庶務課長 北風 進 教育人事企画長 佐藤 浩

教育改革推進課長 岡本 勝実 教育委員会事務局事務統括指導主事 白石 高士

学校適正配置担当課長 齊藤 俊朗 学務課長 日暮 修通

社会教育課長 植田 敏郎 郷土博物館長 阿出川 潔

済美教育一長 玉山 雅夫 済美教育一長 坂田 篤

済美教育一長 田中 稔 中央図書館長 和田 義広

中央図書館長 堀川 直美 特命事項担当副参事(子供園担当課長) 正田 智枝子

事務局職員 庶務係長 日下部 仁 法規担当係長 佐野 太一
担当書記 島崎 和也

傍聴者数 3名

会議に付した事件

(議案)

議案第13号 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規

則の一部を改正する規則

- 議案第14号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 議案第15号 杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則
- 議案第16号 杉並区立学校教職員研修所処務規則の一部を改正する規則
- 議案第17号 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 議案第18号 杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則
- 議案第19号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第20号 杉並区立子供園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第21号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第22号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第23号 杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第24号 杉並区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第25号 杉並区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第26号 杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第27号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第28号 杉並区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第29号 杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第30号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第31号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第32号 杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第33号 杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

- 議案第34号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第35号 杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第36号 杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第37号 杉並区学校運営協議会規則の一部を改正する規則
- 議案第38号 杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正
- 議案第39号 杉並区立学校職員服務規程の一部改正
- 議案第40号 杉並区教育職員の自己申告及び業績評価に関する規程の一部改正
- 議案第41号 地域運営学校（コミュニティ・スクール）の指定及び再指定について
- 議案第42号 教育委員会幹部職員の任命について

（報告事項）

- (1) 東北地方太平洋沖地震発生に伴う対応について
- (2) 平成22年度杉並区学校文化栄誉顕彰について
- (3) 区立小・中学校教育管理職（校長・副校長）の人事異動について（平成23年4月1日付）
- (4) 学校運営協議会委員の任命について
- (5) 学校給食の標準給食費の改定について
- (6) 指定管理施設の一部開場時間延長について
- (7) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

目 次

議事録署名委員の指名について	7
議案審議	
議案第13号 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則	7
議案第14号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則	8
議案第15号 杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則	8
議案第16号 杉並区立学校教職員研修所処務規則の一部を改正する規則	8
議案第17号 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則	8
議案第18号 杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則	8
議案第19号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	9
議案第20号 杉並区立子供園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	9
議案第21号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	10
議案第22号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	10
議案第23号 杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	10
議案第24号 杉並区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	10
議案第25号 杉並区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	10
議案第26号 杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	10
議案第27号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	11
議案第28号 杉並区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を	

	改正する規則	11
議案第29号	杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	11
議案第30号	杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	13
議案第31号	杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	13
議案第32号	杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	13
議案第33号	杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	13
議案第34号	杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	13
議案第35号	杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	13
議案第36号	杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則	14
議案第37号	杉並区学校運営協議会規則の一部を改正する規則	15
議案第38号	杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正	15
議案第39号	杉並区立学校職員服務規程の一部改正	15
議案第40号	杉並区教育職員の自己申告及び業績評価に関する規程の一部改正	15
議案第41号	地域運営学校（コミュニティ・スクール）の指定及び再指定について	16
報告事項		
(1)	東北地方太平洋沖地震発生に伴う対応について	17
(2)	平成22年度杉並区学校文化栄誉顕彰について	17
(4)	学校運営協議会委員の任命について	20
(5)	学校給食の標準給食費の改定について	20
(6)	指定管理施設の一部開場時間延長について	21
(7)	杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	21

議案審議

議案第42号 教育委員会幹部職員の任命について・・・・・・・・・・ 23

報告事項

(3) 区立小・中学校教育管理職（校長・副校長）の人事異動につい
て（平成23年4月1日付）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

委員長 ただいまから、平成23年第4回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

議事に入る前に、今年11日に起こりました東北地方太平洋沖地震で亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。また、被災された多くの方々にお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

ご存知のとおり、南相馬市と杉並区は協力関係にございますので、去年の夏に南相馬の教育委員会からお招きをいただきまして、私は現地へ行って、野馬追とか、いろいろなものを見せていただいて、向こうの方とお話をする機会がありました。たくさんの方が亡くなっておりまして、その時にお目にかかった方の中にも、ひょっとすると事故に遭われた方がいるかもしれません。私も個人的にも非常に残念に思っておりまして、何かできることがあればしたいと思っております。

それでは、本日の議事に入ります。

署名委員は、田中委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり議案が30件、報告事項が7件となっております。

日程第30、議案第42号及び日程第31、報告事項の(3)は人事に関する案件となっております。以上につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条により、会議を非公開にいたしたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、この分につきましては、異議がありませんので、議案第42号及び報告事項の(3)につきまして会議を非公開とし、最後に審議及び報告を行います。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第13号「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第13号につきましてご説明を申し上げます。

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部改正及び幼稚園教育職員の超勤代休時間制度の導入に伴いまして、教育委員会の権限の一部を教育長に委任する等のため、改正をするものでございます。

新旧対照表の1ページ、第2条第1項第11号に、教育長に委任する事務として、主任教諭研修等の実施について加えてございます。

2ページの第2条第2項第4号に、幼稚園教育職員の超勤代休時間の指定について加えてございます。

その他、都の日勤講師の短期の介護休暇の付与について加える他、規定の整備を行ってござい

ます。

最後に施行期日ですが、平成23年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいま上程いたしました議案の説明について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 それでは異議がないようですので、議案第13号は原案のとおり可決して異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、議案第13号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、組織改正及び分掌事務の見直しなどに伴う所要の規定整備ということで、日程第2、議案第14号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」、日程第3、議案第15号「杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則」、日程第4、議案第16号「杉並区立学校教職員研修所処務規則の一部を改正する規則」、日程第5、議案第17号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」、日程第6、議案第18号「杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則」の5件を一括上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま上程をされました議案第14号から議案第18号までの5議案につきましてご説明を申し上げます。

これらの議案は、教育委員会事務局、済美教育センターの組織改正に伴いまして、関連する規則を改正するものでございます。

初めに、議案第14号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」の新旧対照表1ページをご覧ください。

教育改革推進課にある計画係を計画担当係長として庶務課に置き、庶務課のエコスクール推進担当係長は廃止をいたします。学務課には、病虚弱児童への健康支援のため、新規に児童健康支援担当係長を置きます。

2ページをご覧ください。統括指導主事を教育改革推進課から教育人事企画課に移すとともに、指導主事を置くことといたします。その他、事務局内の事務配分等を見直し、教育課題への的確な対応、事務の効率化を図ってまいります。

続きまして、議案第15号「杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則」の新旧対照表3ページをご覧ください。区立学校におけます課題解決の支援、特別支援教育の推進に向

けた機能を強化するため、教育支援担当課長を設置いたします。その他、事務配分の見直し等を行ってまいります。

続きまして、議案第16号「杉並区立学校教職員研修所処務規則の一部を改正する規則」の新旧対照表、1ページをご覧ください。教職員研修所の所管を済美教育センターから学務課に移すため、規定を整備するものでございます。

続きまして、議案第17号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」の新旧対照表2ページをご覧ください。済美教育センターの担当課長印を定める他、各課の事務配分の見直し等に伴い、公印の用途に関する規定を整備してまいります。

続きまして、議案第18号「杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則」の新旧対照表1ページをご覧ください。事務局の組織改正、事務配分の見直し等に伴いまして、教育財産の管理の総括は教育改革担当部長が行うこととし、財産の管理事務を行う財産総括主任は、庶務課長から学校適正配置担当課長へ変更いたします。

最後に施行期日ですが、5議案とも平成23年4月1日としてまいります。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はございませうか。

私からちょっと、この改正案そのものではありませんが、教育委員会の人員については増減がありますか、全体として。

庶務課長 全体としては増になってまいります。

委員長 何人か増になると。

庶務課長 はい。

委員長 わかりました。

それでは、これについて、現在のものについてご質問がなければ、このまま原案のとおり採択しても異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、議案第14号から第18号まで、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

それでは次に、学校及び幼稚園の管理運営に係る規定整備ということで、日程第7、議案第19号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、日程第8、議案第20号「杉並区立子供の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」の2件を一括上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま一括上程されました議案第19号及び議案第20号の2議案につきましてご説明申し上げます。

これらの議案は、幼稚園教育職員の職のあり方を見直しまして、教頭にかえて、教頭の職務を併せ持つ学校教育法上の副園長を置くとともに、学校教育法上の教諭のうちから、区独自の職として主任教諭等を置くことに伴い、必要な規定を定める等、整備をするものでございます。

初めに、議案第19号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」の新旧対照表1ページをご覧ください。教頭の職責等を規定している第31条の2を削除し、新旧対照表の2ページをご覧ください。準用規定の第33条で、小中学校の副校長の職責等を定める第6条及び小中学校に特に高度な知識または経験を必要とする教諭の職として主任教諭を置くことができる等を定める第7条の規定を幼稚園に準用する等、規定の整備を行うものであります。

続きまして、議案第20号「杉並区立子供園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」の新旧対照表1ページをご覧ください。第5条におきましては、教頭にかえて置く副園長の職責等として、「園長を助け、命を受けて園務をつかさどり、及び園務を整理する」こと等について、第5条の2では、主任教諭等を置くことができることについて規定をしてございます。

最後に施行期日ですが、2議案とも平成23年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 ございませんか。

それでは、この分につきまして、原案のとおり可決してもよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がありませんので、議案第19号及び議案第20号は原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

続きまして、幼稚園教育職員の人事・給与制度に係る所要の規定整備ということで、日程第9、議案第21号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第10、議案第22号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第11、議案第23号「杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、日程第12、議案第24号「杉並区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第13、議案第25号「杉並区幼稚園教育職員の管

理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第14、議案第26号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第15、議案第27号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第16、議案第28号「杉並区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第17、議案第29号「杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」、以上の9件を一括上程して審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま一括上程されました議案第21号から議案第29号までの9議案につきましてご説明申し上げます。

これらの議案は、幼稚園教育職員の職の見直しに伴いまして、幼稚園教育職員を園長、副園長、主任教諭及び教諭等の4層制とすること、超勤代休時間制度及び庶務事務システムを導入すること等のため、幼稚園教育職員の人事・給与制度に関する規則を改正するものでございます。

初めに、議案第21号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の新旧対照表、1ページをご覧ください。第4条の週休日の割り振り、第5条の週休日の振りかえ等、第7条の超過勤務命令、その他の条におきましても、休日の振りかえや各種休暇の申請等の手続につきまして、職員の利便性と事務の効率化を図るため、電子計算組織を利用した庶務事務システムによることといたします。

新旧対照表、2ページから3ページをご覧ください。第8条の3では、超勤代休時間制度の導入に伴いまして、月60時間を超える超過勤務における割り増しされる超過勤務手当の支給にかえまして、超勤代休時間として指定することができる期間は、月60時間を超える超過勤務をした月から2カ月間とすること等につきまして定めているものでございます。これらのことに伴いまして、超過勤務命令簿の様式を改め、また、超勤代休時間指定簿を新たに設けてございます。その他必要な規定の整備を行っているところでございます。

続きまして、議案第22号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の新旧対照表1ページをご覧ください。給与の口座振替、扶養手当の届出などの手続は、電子計算組織を利用した庶務事務システムによることといたします。

新旧対照表の2ページをご覧くださいと、第13条第4項では、月60時間を超える超過勤務における割り増し支給される超過勤務手当の算定基礎に日曜日等を加えることから、必要な規定の整備等を行っているものでございます。

続きまして、議案第23号「杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則」の新旧対照表1ページをご覧ください。職務を園長、副園長、主任教諭等、

教諭等の4層制とすることから、別表第1によりまして、給料表の級に対する標準的な職務をそれぞれ定めてございます。別表第2におきましては、常勤の助教諭等は今後任用しないこととし、また、給料表の構成の変更に伴いまして、初任給の基準を定めてございます。

新旧対照表の2ページ以降の別表第3では、昇任時の昇格後に対応する号給を定めております。

続きまして、議案第24号「杉並区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」の新旧対照表1ページをご覧ください。教頭を「教頭の職務を併せ持つ副園長」とすることに伴いまして、副園長の管理職手当の支給額をその職務・職責や東京都における副校長の管理職手当の支給割合を考慮しまして、給料月額13%相当の額から15%相当の額としてございます。

続きまして、議案第25号「杉並区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」の新旧対照表1ページをご覧ください。臨時または緊急の必要のため週休日等に勤務した場合に、副園長に支給する管理職員特別勤務手当の額を、管理職手当の引き上げ率相当の基準に改めてございます。

続きまして、議案第26号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」の新旧対照表1ページをご覧ください。期末手当の職務段階等に応じた加算の対象職員は、園長、副園長、主任教諭等としてございます。

新旧対照表の2ページをご覧ください。従前、加算の対象となっておりました教諭に対する経過措置として、平成27年度までの間の加算割合を定めてございます。

続きまして、議案第27号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」の新旧対照表1ページをご覧ください。平成23年度以降の勤勉手当の支給割合を定めております。その他、職務段階等に応じた加算について、期末手当と同様としてございます。

続きまして、議案第28号「杉並区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則」の新旧対照表1ページをご覧ください。住居手当に係る届出は、庶務事務システムによることとしてございます。

続きまして、議案第29号「杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」の新旧対照表1ページをご覧ください。国庫負担金の縮減を踏まえまして、他団体との均衡を図る観点から支給額を見直しまして、職務の級に応じた額を定めてございます。

最後に施行期日ですが、いずれの議案も平成23年4月1日としてございます。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 それでは、ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 特になければ、議案第21号から議案第29号まで、原案のとおり可決しても異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、議案第21号から議案第29号まで原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

それでは次に、学校教育職員の人事・給与制度に係る所要の規定整備ということで、日程第18、議案第30号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第19、議案第31号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第20、議案第32号「杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則」、日程第21、議案第33号「杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第22、議案第34号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第23、議案第35号「杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」の6件を一括上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま一括上程されました議案第30号から35号までの6議案につきましてご説明申し上げます。

いずれの議案も杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、各種手当等を改定する他、学校教育職員の人事・給与制度に関する規則につきまして、所要の規定を整備するものでございます。

初めに、議案第30号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の新旧対照表2ページ及び3ページをご覧ください。月60時間を超えます超過勤務におきます超勤代休時間に係る項目を整備するため、超過勤務命令簿の様式を定める等、規定の整備をしてございます。

続きまして、議案第31号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の新旧対照表1ページをご覧ください。月60時間を超える超過勤務における割り増し支給される超過勤務手当の算定基礎に、日曜日等を含めることから、第14条第4項の規定を削除してございます。

続きまして、議案第32号「杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則」の新旧対照表1ページ及び2ページをご覧ください。国庫負担金の縮減に伴いまして、調

整額を縮減率相当額の引き下げを行ってございます。別表第1は、特別支援学校に勤務する職員、別表第2は特別支援学級の授業を担当する職員に適用されるものでございます。

続きまして、議案第33号「杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」の新旧対照表1ページをご覧ください。同一の勤務日から、いわゆる半日振りかえを2回行った結果、勤務を要しない週休日となった日について、週休日等に含まれることとなることを明確にするため、規定の整備を行ってございます。

続きまして、議案第34号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」の新旧対照表1ページをご覧ください。平成23年度以降の勤勉手当の支給割合を改めてございます。

続きまして、議案第35号「杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」の新旧対照表2ページ以降をご覧ください。国庫負担金の縮減を踏まえまして、職務の級に応じた額を定めてございます。

最後に、施行期日ですが、いずれの議案も平成23年4月1日としてございます。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいま一括上程しました議案につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

特になければ原案のとおり可決してもご異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がありませんので、議案第30号から議案第35号まで原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

次に、日程第24、議案第36号「杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第36号「杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明申し上げます。

新旧対照表1ページをご覧ください。都立学校等に勤務する時間講師の第1種基礎報酬額が改定されましたことに伴い、同様に減額改定など規定の整備をするものでございます。

最後に施行期日ですが、平成23年4月1日としてございます。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいま上程しました議案について、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

なければ、議案第36号は原案のとおり可決しても異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がありませんので、議案第36号は原案のとおり可決いたします。

次に、日程第25、議案第37号「杉並区学校運営協議会規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第37号「杉並区学校運営協議会規則の一部を改正する規則」につきましてご説明申し上げます。

新旧対照表の1ページの終わりから2ページの初めにかけて、第3条第1項をご覧ください。学識経験者でございます委員以外の委員は、3任期まで再任することができることとしてございますが、地域人材の活用の観点から、校長推薦による当該校の地域住民及び保護者につきましては、特に必要と認める時は4任期まで再任することができることとし、学識経験者につきましては、これまで任期制限がございましたが、委員の固定化を考慮しまして、5任期までとすることとしてございます。

最後に施行期日ですが、平成23年4月1日としてございます。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 それでは、ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はございましょうか。

それでは、原案のとおりこれは可決しても異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、議案第37号は原案のとおり可決いたします。

次に、超勤代休時間制度の導入に伴う所要の規定整備ということで、日程第26、議案第38号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正」、日程第27、議案第39号「杉並区立学校職員服務規程の一部改正」、日程第28、議案第40号「杉並区教育職員の自己申告及び業績評価に関する規程の一部改正」の3件を一括上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま一括上程されました議案第38号から議案第40号までの3議案につきまして、ご説明申し上げます。

これらの議案は、超勤代休時間制度を導入すること、幼稚園に庶務事務システムを導入すること、また、幼稚園に副園長を置くこと等に伴いまして、規程を改める他、所要の規定を整備するものでございます。

初めに、議案第38号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正」の新旧対照表2ページをご覧ください。3. 職員の服務等に関することとしまして、職員に超勤代休時間を指定することは、課長等の決裁区分としてございます。また、要綱及び要領の改正または廃止について、決裁権者

を明確にするための規定整備を行ってございます。

新旧対照表 3 ページをご覧ください。17の 2 としまして、「指定管理者の指定に関すること」の項を追加してございます。指定管理者の指定は、議会の議決を経まして、教育委員会が指定することになってございますが、教育委員会では議会に提出する指定の議案に対する区長からの意見聴取を経てございますので、議会の議決後の指定手続につきましては、教育長の決裁区分であること、また、指定後の協定書等の締結につきましては、区長部局の取り扱いに準じまして、次長等の決裁区分であることを明確にするものでございます。その他規定の整備を行ってございます。

続きまして、議案第39号「杉並区立学校職員服務規程の一部改正」につきまして、ご説明を申し上げます。

新旧対照表の 1 ページでは、履歴事項の届出、出勤の記録、年次有給休暇等の請求、2 ページでは、事故欠勤等の届出、3 ページでは、私事欠勤等につきまして、庶務事務システムによることとしてございます。その他規定の整備を行っております。

続きまして、議案第40号「杉並区教育職員の自己申告及び業績評価に関する規程の一部改正」の新旧対照表 1 ページをご覧ください。第 9 条第 2 項につきまして、幼稚園教育職員の業績評価における第一次評定者である園長は、評価の際に、教頭にかえて副園長の意見を求めることができるよう改めてございます。その他規定の整備を行ってございます。

最後に施行期日ですが、いずれの議案も平成23年 4 月 1 日としてございます。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいま一括上程しました 3 件につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

特になければ、一括上程いたしました議案第38号から第40号まで原案のとおり可決しても異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議はありませんので、議案第38号から議案第40号まで原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

続きまして、日程第29、議案第41号「地域運営学校（コミュニティ・スクール）の指定及び再指定について」を上程し、審議いたします。

教育改革推進課長から説明をお願いいたします。

教育改革推進課長 地域運営学校の指定及び再指定について、私の方からご説明いたします。

地域との協働の実現のため、ビジョン推進計画に基づきまして、今年度23年度指定校として内定報告している学校及び19年度に指定している 2 校につきまして、指定期間の 4 年が満了いたし

ましたので、また、東京都との協議が調ったため、杉並区学校運営協議会規則第2条に基づき、学校運営協議会を置く学校、地域運営学校として以下のとおり指定及び再指定を行いたいというものでございます。

指定校及び再指定校でございます。まず新たに指定する学校ですが、高井戸小学校と富士見丘中学校でございます。また、19年度に指定した再指定校につきましては、井草中学校と和田中学校でございます。

指定する学校の状況ですが、指定校、両校とも学校支援本部を21年度から設置しており、学校と地域、保護者との関係が良好であること、また、ともに校長とも学校運営協議会を設置し、地域、保護者が学校運営協議会に参画することに前向きであり、学校評議員にも地域運営学校への移行について既に説明し、了承を得ていることでございます。

また、再指定校の理由でございますが、学校運営協議会のこれまでの活動により地域住民、保護者の学校運営の参画が十分図られていること、また、学校の経営力が向上していることなどでございます。

指定日及び再指定日ですが、平成23年4月1日となっております。

なお、議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。ありませんか。

それでは、議案第41号は原案のとおり可決してもよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、議案第41号は原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

次に、日程第31、報告事項の聴取に入ります。

初めに、(1)「東北地方太平洋沖地震発生に伴う対応について」、(2)「平成22年度杉並区学校文化栄誉顕彰について」の説明を庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 ではまず、去る3月11日午後に発生をいたしました東北地方太平洋沖地震発生に伴うこれまでの対応、それから今後の対応についてご説明を申し上げます。

当日はまだ学校が運営されてございまして、児童生徒が多数、学校にいる状態でございます。したがって、各校においては保護者の引き取りをもって帰宅をするという措置をとらせていただきました。この結果、当日の午後8時現在では、まだ引き取りがない児童が約150名、小中学校において、ございました。なお、翌日、12日の朝については3名でございましたが、午前中に全員が帰宅をしたというふう聞いてございます。

なお、当日、卒業遠足等で10校がディズニーランド等に出かけておりまして、かなりの学校が

当日中には帰れないという状況がございまして、急遽、教育委員会、また各学校でバスをチャーターして迎えに行ったり、現地近くの小学校等の避難場所に一旦、退避をして、翌日に帰校したということがございます。

なお、施設に関する被害状況は、ここに記載のとおりでございますが、特にひどい学校は、井草中学校の体育館におきましては、梁、それからブレス等にひびが入りまして、現在、使用中止ということで、今後解体をするということになってございます。なお、卒業式については付近の三谷小学校の体育館をお借りしまして開催はしてございます。

それから、三谷小学校についても、校舎の周りが全部、沈下をしている状況でございまして、昇降口等かなり亀裂が入っているという状況で、今後、補修等を行っていく予定でございます。

次に、節電に関する区内の施設の関係でございますけれども、現在、科学館、郷土博物館、図書館、全館午前9時から午後5時までのオープン、夜間につきましては、節電の関係で閉めている状況でございます。

なお、学校開放につきましても、児童の帰宅時刻に合わせまして、午後4時までの使用というふうにしてございます。

学校での対応でございますけれども、教育課程につきましては原則通常どおり、登下校も行ってございます。なお、下校については、今申し上げたとおり、午後4時に全員下校を完了するという措置をとってございます。なお、保護者の就労などによる留守家庭などへの配慮も行っております。

なお、現在は部活動につきましては中止をしてございますけれども、春休み期間につきましては4時までに校長の判断で行うことというふうにしてございます。

裏面にまいりまして、給食の実施でございますけれども、幸いなことに計画停電、これまで実施されてございませんので、特段、影響は大きく出てございませんが、牛乳が今、製造中止になっているということで、供給を停止してございます。

なお、卒業式につきましては、中学校については予定どおり挙行されてございます。

4月からの今後の対応でございますけれども、教育課程については原則通常どおりとさせていただきます。

なお、下校時刻は4時までといたしますが、校長の判断により、部活動については5時までとする予定としてございます。

なお、給食につきましても、今後、計画停電が予定されてございますけれども、現状の維持を基本としてございますが、万が一、停電、それから食材等の搬入が滞るという場合には、献立を簡略にする、また、給食の実施時間を遅らせるというような措置をして、給食は実施をするとい

う方向で考えてございます。

なお、区立施設の利用時間でございますけれども、原則、現在の午前9時から午後5時の体制をとります。

なお、体育館につきましては、現在使用を中止してございますけれども、4月からは午前9時から午後5時で対応したいと考えてございます。

なお、体育館は全ての電気を使いますと、かなり電気をくいますので、節電対応ということで、水銀灯は消すようなことを考えてございます。

地震に関するご報告は以上でございます。

次に、杉並区学校文化栄誉顕彰についてでございます。

この顕彰でございますが、区内にある小中学校、養護学校、それから南伊豆健康学園に在籍する児童生徒の文化活動に対して、優秀な成績を修めた場合の栄誉を顕彰しまして、今後の文化活動の振興を図るという目的でございます。

教育委員会事務局内にごございます文化栄誉顕彰審査委員会で審査をしまして、今年度につきましては個人受賞者41名、団体受賞2団体を定めてございます。別紙で一覧をお示ししてございます。

なお、3月15日に表彰式を行う予定でございましたけれども、この震災の影響もございましたので、表彰式については中止をさせていただきまして、各学校での対応とさせていただいたものでございます。

私からは以上でございます。

委員長 以上の2件につきまして、ご質問、ご意見はございませんか。

どうぞ。

對馬委員 すみません、地震の方なんですけど、たまたま、うちの娘も卒業遠足に出ておりまして帰ってこれなくなって、次の日に帰ってきたんですけども、非常にやっぱり心身ともに疲れ切っているという感じがしまして、今でも夜になると怖いということを言います。中学3年生、この日に卒業遠足に行っていた中3はもう卒業してしまっていますが、カウンセラーの有効活用というのを今後考えていけたらいいかなと思いました。

委員長 他に何かございますか。

課長の方から何かお答えがありますか。

済美教育センター副所長 カウンセラーにつきましては、もうご存知のとおり、小学校週1回、中学校は都費で週1回という形で派遣しておりますけれども、今回の震災の影響を受けまして、様々な心理的な負荷を抱えている子どもたちもおりますので、私どもの方でも十分注意して子ど

もたちを観察し、カウンセリングを十分行えるようにということで指示を出しております。また、個別具体的な対応も我々の方で行っていききたいというふうに思っておりますので、ぜひともご理解いただければと思います。

委員長 よろしゅうございますか。

對馬委員 はい。

委員長 じゃそれでいいですか。どうもありがとうございました。

では次に、「学校運営協議会委員の任命について」の説明を教育改革推進課長からお願いいたします。

教育改革推進課長 それでは、私から学校運営協議会委員の任命についてご報告申し上げます。

学校運営協議会規則第3条第1項の規定に基づきまして、学校運営協議会の委員を別紙のとおり任命することといたしましたので、報告いたします。

なお、本日の日程第25、議案第37号でご決定をいただきました運営協議会の規則の改正によりまして、今回、新たに4期目として任命された委員が8名ほどいらっしゃいます。

私からは以上です。

委員長 ただいまのご説明についてご質問、ご意見がございましょうか。

それでは、結構でございます。どうもありがとうございました。

続きまして、「学校給食の標準給食費の改定について」の説明を学務課長からお願いいたします。

学務課長 それでは、私の方から学校給食の標準給食費の改定についてご報告いたします。資料の方をご覧ください。

学校給食の標準給食費については、平成20年より据え置きをしてきたところでございます。しかし、昨年秋以降の価格の変動や今後の動向を踏まえて、平成23年度の学校給食の標準給食費につきましては、1食当たり1円の単価アップをするというものでございます。標準食単価は、小学校では低・中・高学年の3段階と中学校の計4段階を設定し、また、種類では通常の給食単価とバイキング給食などの多様化給食の2種類の食単価を設定しているところでございます。平成23年度の各食単価につきましては、1の平成23年度標準食単価の表をご覧くださいと思います。

次に、改定の理由でございますが、まず、増要因といたしまして、平成22年度の購入単価に基づいて算出しました、来年度平成23年度の所要経費から1食当たりの単価を見ますと、1円から2円の上昇が見込まれます。また、油、砂糖、小麦粉等の価格の上昇も、今後予想されるところでございます。

一方、減要因としまして、献立の組み合わせや旬に安価な野菜を使うなどの工夫により、経費の節減が可能であると考えており、こうした点を総合的に勘案し、平成23年度については、1食当たり1円の単価アップとしたところでございます。

最後に、平成23年度の学校給食の取り組みについてでございますが、平成22年度に引き続き、米飯給食の週4回の実施、国内産食材の使用促進、月2回の国内産食材の日の設定、学校給食使用食材の安全確認の徹底、区内産農産物、交流自治体農産物の使用促進の5点について、全学校で実施できるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

私からの報告は以上でございます。

委員長 ただいまのご報告について、ご質問、ご意見はございでしょうか。

私から1つお伺いします。東北の大震災以来、いつまで続くかわかりませんが、23年度4月1日以降に、今ぐらいの、1円ぐらいの値上げで足りるかどうかと、多少心配なんです。そういう時は、期の途中でも改定をすることはあるわけですか。

学務課長 これまでそういったことはございませんけれども、改定できないということはございませんので、臨機に対応していく必要があるというふうに思っております。

委員長 どうもありがとうございました。

よろしゅうございますか。どうぞ。

田中委員 すみません、お伺いしますけれども、給食費の未納というのが、杉並の中では、どの程度あるのでしょうか。

学務課長 22年度会計まででございますけれども、ちょっと今手元に資料がございませんが、数字的にはほぼ99.9%まで収納されております。したがって、未納は本当にごくわずかというところでございます。かつ年度を過ぎた後でも納金していただく方もいますので、基本的には収納については十分かなというふうに思っております。

委員長 よろしゅうございますか。

田中委員 はい。

委員長 それでは結構でございます。どうもありがとうございました。

では、次の報告にまいります。

(6)「指定管理施設の一部開場時間延長について」、(7)「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」の説明を社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 私の方からは指定管理施設の一部開場時間の延長について、ご報告いたします。

指定管理者であります杉並区スポーツ振興財団並びにT A C外2社の共同事業体の方から体育

施設の開場時間の延長がございました。区といたしまして、施設利用者の利便性の向上及びスポーツ振興に寄与するということが認められますので、この延長申請を認めることといたしました。

1番、実施施設、高円寺体育館、上井草スポーツセンターの2施設、そのうちの4カ所が時間延長の対象になっております。

2番目の実施時期及び開場時間でございます。まず、高円寺体育館の体育室に関しましては、午後9時からの2時間の夜間延長並びに午前7時から2時間の早朝延長でございます。この午前7時からの2時間の早朝延長が今回初めて申請される部分でございます。それ以外は例年どおりでございます。

2番目、上井草スポーツセンター温水プール・トレーニングルームでございます。こちらが午後9時から2時間の夜間延長、また夏休み期間中は、午前7時から2時間の早朝延長及び午後9時から2時間延長、また9月1日から3月31日までは、午後9時から2時間の夜間延長というふうな申請でございます。

また、(3)番の上井草スポーツセンターの運動場に関しましては、午後5時から午後9時までの夜間4時間延長、週5回ということの申請でございます。裏面の方をご覧ください。

利用方法につきましては、高円寺体育館の体育室は指定管理の自主事業、上井草スポーツセンターの温水プール・トレーニングルームが一般の方の利用でございます。

なお、上井草スポーツセンターの運動場に関しましては、指定管理事業者の自主事業というふうになります。

4番目の承認条件でございますけれども、先ほど庶務課長の方から報告がありましたように、特に震災に対する節電の対応ということで、夜間体育施設につきましては、かなりの消費電力を使いますので、夜間につきましては区の方針といたしまして、施設を貸し出しをしないということが決まっておりますので、夜間の提供につきましては、再度、指定管理事業者と協議いたしまして、4月に関しましては昼間、早朝のみの延長を認めると。また、5月以降に関しましては、再度区の方針を含めまして、指定管理事業者との協議ということを考えております。その他利用条件は記載のとおりでございます。

続きまして、平成23年2月分の杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について、ご報告いたします。

2月に関しましては、合計46件ございました。うち定例が45件、新規が1件、また46件中、共催が3件、後援が43件でございます。

新規分についてご説明申し上げます。3ページをおめくりください。3ページの2番目、杉並勝邦会、和楽器の普及を目的といたしました親子音楽鑑賞会でございます。今回新規に関しまし

てはこの1件のみでございます。

私からは以上でございます。

委員長 ただいまの2つの報告案件につきまして、ご質問、ご意見はございましょうか。

はい、どうぞ。

對馬委員 スポーツ施設の上井草スポーツセンターの外の運動場の夜間延長はもう既に行われているものなのでしょうか。

社会教育スポーツ課長 いえ、現在は夜間には行っておりません。

對馬委員 そうですね。特に夜間、外の場合、周辺住民などはいかがでしょう。

社会教育スポーツ課長 周辺の方から、昼間だけ今はやっておりますので、やはりそのようないろいろな今、スポーツ関係の夜間のナイター等の問題もございますので、そういう面の配慮もあわせて、夜間の使用は当面は自粛するという方針でございます。

對馬委員 地震と関係なく、夜間ちょっとうるさいとか、そういったような地域住民の声というのは特には。

社会教育スポーツ課長 ないです。現在はございません。

對馬委員 じゃあ、ご理解いただいているということで、わかりました。

委員長 ありがとうございます。

あとは、今、途中、飛ばしました人事案件でございますので、非公開になります。その前に庶務課長から日程等についてお話がございます。

庶務課長 次回の日程でございますけれども、ちょっとお待ちください。4月の第2週でございますので。4月13日、2時から定例会がございますので、よろしく願いいたします。

委員長 そうですね。今日が23日ですからね、その次は4月13日。わかりました。それではよろしく願いします。4月13日2時からです。

では、この後は非公開になりますので、恐れ入りますが、傍聴の方はご退席をお願いいたします。

(傍聴者退席)

委員長 それでは、審議を再開いたします。

日程第30、議案第42号「教育委員会幹部職員の任命について」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 では、議案を1枚おめくりください。平成23年4月1日付の人事異動でございます。杉並区立済美教育センター副所長には、現在、済美教育センター統括指導主事の田中稔が異動いたします。田中稔統括指導主事にかわりまして、後任といたしましては、中央区立日本橋中学校副

校長、飯塚善行が参ります。別添に履歴書等をつけてございますので、ご参照を願います。

議案の朗読は省略いたします。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

それでは、議案第42号は原案のとおり可決して異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、議案第42号は原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

続きまして、報告事項のうちの非公開の部分です。これは「区立小・中学校教育管理職（校長・副校長）の人事異動について（平成23年4月1日付）」の説明を教育人事企画課長からお願いいたします。

教育人事企画課長 区立小中学校の教育管理職の人事異動についてご報告申し上げます。

平成23年4月1日付の管理職の人事異動につきましては、同一校での勤務年数を始め、個人の能力や実績、意欲等を十分に生かすということを踏まえた上で、区の施策の推進や学校の教育課題の解決等の実現に向けた適材適所の配置を目指して、これまで異動事務を進めてまいりました。

資料をご覧ください。この資料のとおり決定いたしました。校長、副校長ともに、表の左側が新任、右側が前任になっております。新任の人数についてのみ説明させていただきます。小学校の新任校長の欄をご覧ください。再任用が3名、転任が7名、昇任が4名、そして採用が1名、合計15名でございます。この中で再任用を除く12名がかわるということになります。右の新任副校長の欄をご覧ください。転任が11名、昇任が7名、合計18名でございます。副校長につきましては、18名がかわるということになります。小学校につきましては、校長、副校長合わせて30名がかわることになります。

裏面をご覧ください。中学校でございます。新任の校長の欄をご覧ください。再任用が4名、転任が2名、昇任が3名、そして和田中学校の代田校長の継続が1名で、合計10名になります。代田校長につきましては、平成23、24年度2年間の継続ということになります。再任用と継続を除く5名がかわることになります。右側の新任副校長の欄をご覧ください。再任用が1名、転任が4名、そして昇任が5名、合計10名ですが、再任用を除く9名がかわることになります。中学校につきましては、校長、副校長合わせて14名がかわることになります。

簡単ではありますが、以上でございます。

委員長 どうもありがとうございました。

ご質問、ご意見はございますか。

それでは、ないようですので、結構でございます。どうもありがとうございました。

これで全部案件は終わりましたので、本日の会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。